



教 県 第 6 2 4 - 2 号

令 和 4 年 1 0 月 2 4 日

各市町村教育委員会教育長

各 教 育 事 務 所 長

様

埼玉県教育委員会教育長

「新型コロナウイルス感染症に係るサービスの取扱い等について（通知）」
の更新について

「新型コロナウイルス感染症に係るサービスの取扱い等（通知）」について、これまでのサービスの取扱いを踏まえ、このたび下記のとおり更新しましたので、対応をお願いします。

なお、「新型コロナウイルス感染症に係るサービスの取扱い等について（通知）」（令和4年5月17日付け教県第134-2号）は、廃止します。

記

1 勤務の取扱い

(1) 職員本人の感染が疑われる等の場合

ア 職員に風邪症状がある場合 出勤自粛【交通遮断休暇（新型コロナ）】

- ・ この休暇を承認するに当たっては、職員に対し風邪症状について適宜報告をさせること。
- ・ 風邪症状（発熱、鼻水、咽頭痛、咳、痰、息苦しさ、下痢、倦怠感等）で体調不良の場合は出勤の自粛を徹底すること。
- ・ 服薬により熱が下がっている場合もあるため、解熱しても、服薬がない状態で2日程度の間は朝夕の体温測定を続けるなど体調の変化に注意し、出勤する際には風邪症状等がないことを事前に管理職に連絡すること。

イ 職員がPCR検査を受検する場合 出勤自粛【職務専念義務免除】

- ・ 職員が保健所、医療機関等から検査が必要と判断されたことをもって、自宅療養又は自宅待機が必要なものとみなすこと。
- ・ 出勤自粛期間は検査結果が判明するまでとする。なお、結果判明後の取扱いは次のとおりとする。

(i) 陽性の場合

就業制限解除又は療養解除となるまで職務専念義務免除（(1)オの場合と同様）

(ii) 陰性だが濃厚接触者に指定されている場合

健康観察期間が経過するまで職務専念義務免除（(1)ウの場合と同様）

- (例) 陰性だが風邪症状がある場合（濃厚接触者に指定されている場合を除く）

服薬がない状態で症状軽快後2日まで交通遮断休暇（新型コロナ）（(1)アの場合と同様）

- (例) 陰性で無症状の場合
出勤自粛の取扱い無し

※ PCR検査は自費検査（無症状であり、濃厚接触者でもないが、陰性確認のために自費で受ける場合など）を除く。

- ウ 職員が濃厚接触者に指定された場合 **出勤自粛【職務専念義務免除】**
 - 職員が保健所等から濃厚接触者であると判断されたことをもって、検査が必要であること及び自宅療養又は自宅待機が必要なものとみなすこと。
 - 出勤自粛期間は、感染者との最終接触日の翌日から起算して5日間までとする。

- エ 勤務場所で新型コロナウイルス感染症患者が発生し、職員が濃厚接触者に該当する場合 **出勤自粛【職務専念義務免除】**
 - 勤務場所において、保健所等による濃厚接触者の特定がなされなかった場合でも、国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」に規定する濃厚接触者に該当する場合、自宅療養又は自宅待機が必要なものとみなすこと。
 - 出勤自粛期間は、感染者との最終接触日の翌日から起算して5日間までとする。

- オ 職員が陽性となった場合 **出勤不可又は出勤自粛【職務専念義務免除】**

要件：職員が感染症法第18条第2項に規定する就業制限の対象となった場合又は感染症法第44条の3第2項に基づく外出自粛が求められる場合等

期間：就業制限解除又は療養解除となるまで

- カ 職員が国の行う調査に協力し抗体検査を受検する場合 **勤務しないことが可能【職務専念義務免除】**

- 出勤自粛期間は、当該検査に要する期間とする。

- キ 職員が検疫法に基づく停留の対象となった場合 **出勤自粛【交通遮断休暇（新型コロナ）】**

- 出勤自粛期間は、停留が解除されるまでとする。

- ク 職員が検疫法に基づく外出自粛その他協力要請を受けた場合 **出勤自粛【交通遮断休暇（新型コロナ）】**

- 出勤自粛期間は、協力要請が解除されるまでとする。

ケ 職員が海外から帰国した場合 **出勤自粛**【交通遮断休暇（新型コロナ）】

- ・ 厚生労働省の新型コロナウイルス感染症に対する水際対策として、検疫所長の指定する場所で待機及び公共交通機関の使用の自粛が要請されている場合に限る。
- ・ 出勤自粛期間は、検疫所長の指定する場所で待機する期間とする。

(参考：職員が陽性となった場合の療養期間等 [令和4年9月26日現在])

1 新型コロナウイルス陽性者の療養期間等について

(1) 症状のある者（有症状者の場合）

発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快（解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善傾向）後24時間経過した場合には、8日目から解除可能とする。

(2) 症状のない者（無症状者の場合）

検体採取日から7日間を経過した場合には、8日目から解除可能とする。なお、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、6日目に解除可能とする。

2 その他

有症状者は10日間、無症状者は7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、以下の自主的な感染予防行動を徹底すること。

① 検温等による健康状態の確認すること

② 高齢者等ハイリスク者との接触・ハイリスク施設への不要不急の訪問を避けること

③ 感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること

④ マスクを着用すること等

※ 埼玉県HP「新型コロナウイルス陽性者及び濃厚接触者の療養・待機期間について」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/covid-19/jitaku/ryouyoukikan.html>

(2) 職員の親族等の感染が疑われる等の場合

ア 職員と同居している若しくは長時間の接触のあった親族等又は長時間の接触のあった同僚職員（以下、「長時間の接触があった者」という。）に風邪症状がある場合 **出勤自粛**【交通遮断休暇（新型コロナ）】

- ・ この休暇を承認するに当たっては、職員に対し、長時間の接触があった者の風邪症状について適宜報告をさせること。

※ 長時間の接触があった親族等に風邪症状が出た後、出勤する場合 出勤する際は、長時間の接触があった者に風邪症状がないことを事前に管理職に連絡すること。また、朝夕の体温測定をするなど自身の体調変化に注意し、自身にも風邪症状等がないことを確認してから出勤すること。

イ 長時間の接触があった者が、PCR検査を受検する場合 **出勤自粛**
【交通遮断休暇（新型コロナ）】

- ・ 出勤自粛期間は、長時間の接触があった者が外出自粛を要請されている期間（健康観察が終了するまでの期間）とする。
- ・ PCR検査は自費検査を除く。

ウ 長時間の接触があった者が、濃厚接触者に指定された場合 **出勤自粛**
【交通遮断休暇（新型コロナ）】

- ・ 出勤自粛期間は、長時間の接触があった者が外出自粛を要請されている期間（健康観察が終了するまでの期間）とする。

エ 長時間の接触があった者が陽性となった場合 **出勤自粛**
【職務専念義務免除】

- ・ 同居の親族等が陽性となった場合に、職員は濃厚接触者とみなす（1(1)ウと同様）。
- ・ 出勤自粛期間は、長時間接触があった者との最終接触日の翌日から起算して5日間までとする。

オ 長時間の接触があった者が、検疫法に基づく外出自粛その他協力要請を受けた場合 **出勤自粛**【交通遮断休暇（新型コロナ）】

- ・ 出勤自粛期間は、長時間の接触があった者に対する要請が終了するまでの期間とする。

カ 親族等に風邪症状があることから、職員が看護又は介護を行う必要がある場合 **勤務しないことが可能**【交通遮断休暇（新型コロナ）】

- ・ この休暇を承認するに当たっては、親族等との続柄等や同居の有無、接触状況、看護・介護を職員が行う必要性等を始めに報告させるとともに、親族等の風邪症状については適宜報告させること。

(3) 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合

ア 医療従事者等で予防接種を受ける場合 **職務として受けることが可能**【職務命令】

- ・ 3回目以降の接種も同様の取扱いとする。
- ・ 接種を希望しない職員の意に反して接種を命ずることのないよう留意すること。

イ 医療従事者等以外で予防接種を受ける場合 **勤務しないことが可能**
【職務専念義務免除】

- ・ 職務専念義務免除の期間は、校務の運営に支障のない範囲内とする。
- ・ 3回目以降の接種も同様の取扱いとする。

ウ 副反応を発症した場合 **勤務しないことが可能（風邪症状の場合は出勤自粛）**【職務専念義務免除】

- ・ 職免の期間は、療養のために必要な最小限度（風邪症状に関しては、服薬のない状態で症状軽快後2日まで）の期間とする。

(4) 学校等の臨時休業等の場合

学校等の臨時休業等により、職員が子の世話を行わなければならない場合 **勤務しないことが可能【交通遮断休暇（新型コロナ）】**

- ・ 「臨時休業等」は、例えば、新型コロナウイルス感染症対策に伴う学童保育の休止や幼稚園、保育所の休園等をいう。
- ・ 「世話を行わなければならない場合」は、例えば、共働き家庭などの留守家庭で子供の預け先がなく子供だけで留守番をすることが困難な場合であって、職員以外に世話を行う者がいないことから仕事を休まざるを得ない場合をいう。
- ・ この休暇を承認するに当たっては、個々の事情に応じて、勤務後に引き続いて休暇を取得することや休憩時間の前後に休暇を取得することも認める。

(5) 妊娠中の職員への配慮等

妊娠中の女性職員から相談等があった場合、令和4年4月26日付け教県第117-2号「『妊娠中の女性職員への配慮等について（通知）』の一部変更について」に従い、適切に対応すること。

(6) 職務専念義務免除及び交通遮断休暇（新型コロナ）を承認する際の留意事項

- ・ 「親族等」には、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該者の親族並びに職員と同居している者を含む。
- ・ 職務専念義務免除及び交通遮断休暇（新型コロナ）を承認するに当たっては、「医師の証明書その他勤務しない事由を十分に証明する証明書類」による確認は、当分の間、不要とすること。
- ・ なお、必要に応じて、職員に対して「検査確定診断登録窓口による陽性の確定診断結果の掲示」等を求めることができることとする。ただし、保健所に負担をかけるような問い合わせや書類の送付を求めることはしないこと。
- ・ 出勤を自粛している職員の状況把握に努めるとともに、体調不良時の対応について繰り返し全職員に周知し徹底を図ること。

2 職員の感染リスクの低減について

自宅勤務及び時差出勤

新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、県教育委員会が通知により必要と判断した期間において、授業等、校務の運営に支障がないと校長が認める場合、ア又はイの制度を承認することができる。

ア 自宅勤務

自宅勤務の取扱いに関しては、令和2年5月29日付け教県第153-2号「『新型コロナウイルス感染症拡大防止のための教職員の自宅勤務に関する要綱』の一部改正について（通知）」に従うこと。

イ 時差出勤

時差出勤の取扱いに関しては、令和2年4月13日付け教県第41-2号「『新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する教職員の勤務等について（通知）』を参考とし、適切に対応すること。

3 会計年度任用職員等への対応について

上記取扱いについて、会計年度任用職員等に対し丁寧に説明の上、原則常勤職員と同様の取組が行えるよう、対応すること。

担当：県立学校人事課

学事・働き方改革担当 吉田

電話：048-830-6735

新型コロナウイルス感染予防のための出勤自粛の取扱いについて①

A 職員本人に風邪症状がある場合

出勤自粛【交通遮断休暇（新型コロナウイルス）】

期間：服薬がない状態で**症状軽快後2日間**

➤出勤する際は風邪症状がないことを事前に管理職に連絡すること

（新型コロナウイルスの陰性を確認するために、PCR検査を受検させることは不要）

B 職員本人が濃厚接触者に指定された場合
（※又は濃厚接触者に該当する場合）

出勤自粛【職務専念義務免除】

期間：**健康観察期間（感染者との最終接触日の翌日から起算して5日間）が経過するまで**

※勤務場所において感染者が発生し、保健所等による濃厚接触者の特定がなされなかった場合でも、国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」に規定する濃厚接触者に該当する場合、自宅療養又は自宅待機が必要なもののみならず

C 職員本人がPCR検査を受検する場合
※自費検査を除く

出勤自粛【職務専念義務免除】

期間：（濃厚接触者）陰性であっても**健康観察期間が経過するまで**（Bケース同様）

（非濃厚接触者）**陰性が確認されるまで** ※有症状の場合には、Aケース同様※自主的にPCR検査を受検したときで、有症状の場合にはAケースと同様に取り扱う（無症状の場合、出勤自粛の取扱はない）

D 家族等に風邪症状がある場合

出勤自粛【交通遮断休暇（新型コロナウイルス）】

期間：家族等の**症状軽快まで**（事前に管理職に連絡すること）

E 家族等が濃厚接触者となった場合

出勤自粛【交通遮断休暇（新型コロナウイルス）】

期間：保健所から家族等が**外出自粛を要請されている間（健康観察期間が経過するまで）**（陰性判明後も健康観察期間が引き続く場合、その期間も含む。）

F 家族等がPCR検査を受検する場合
※自費検査を除く

出勤自粛【交通遮断休暇（新型コロナウイルス）】

期間：保健所から家族等が**外出自粛を要請されている間（健康観察期間が経過するまで）**（陰性判明後も健康観察期間が引き続く場合、その期間も含む。）

（注）①職員が濃厚接触者に指定された場合やPCR検査を受検する場合には、必ず管理職に報告をさせていただきます。
②出勤自粛の取扱い、管理職への報告については、会計年度任用職員等についても同様に取扱ってください。

新型コロナウイルス感染予防のための出勤自粛の取扱いについて②

G職員が検疫法に基づく
停留又は外出自粛等協力
要請の対象となった場合

出勤自粛【交通遮断休暇（新型コロナウイルス）】
期間：停留又は協力要請が解除されるまで

H職員が海外から帰国し
た場合

出勤自粛【交通遮断休暇（新型コロナウイルス）】
期間：検疫所長の指定する場所待機する間

I家族等が検疫法に基づく
外出自粛その他協力要請
を受けた場合

出勤自粛【交通遮断休暇（新型コロナウイルス）】
期間：家族等への協力要請が解除されるまで

その他職免・休暇の取得が可能な場合

職員が国が行う調査に協力し
抗体検査を受検する場合

【職務専念義務免除】

期間：当該検査に要する期間

※日本における新型コロナウイルス感染症に関する抗体保有状況を把握するために行われる抗体検査を受ける場合に限り、個人で受ける抗体検査は含まない。

妊娠中の女性職員への配慮等

妊娠中の女性職員から相談等があった場合、令和4年4月26日付け教令第117-2号「『妊娠中の女性職員への配慮等について（通知）』の一部変更について」に従い、適切に対応すること。

家族等に風邪症状があること
から職員が看護又は介護を行
う必要がある場合

【交通遮断休暇（新型コロナウイルス）】

期間：家族等の**症状軽快まで**（自身の体調を確認してから出勤すること。）

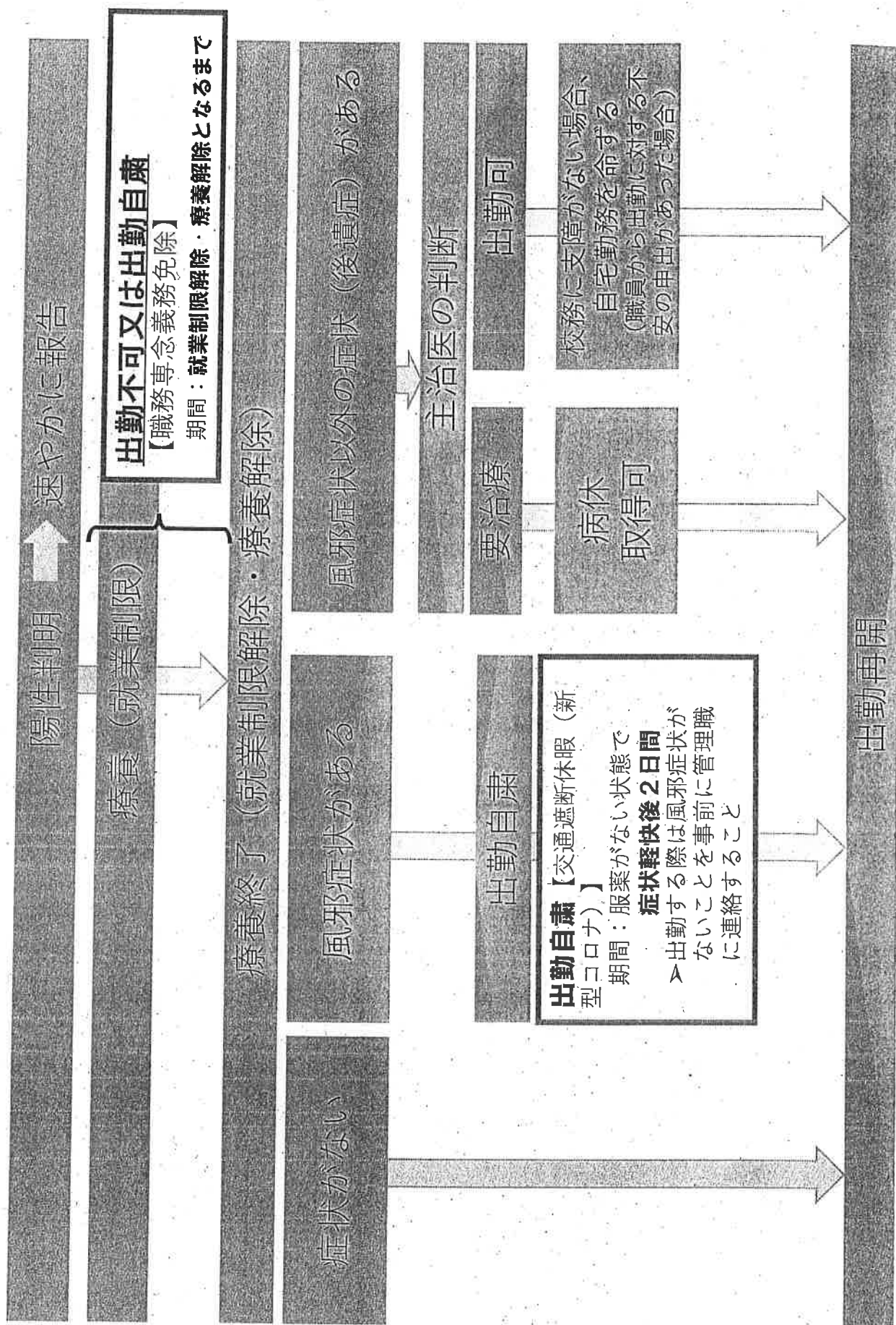
学校等の臨時休業等により、
職員が子の世話を行わなけれ
ばならない場合

【交通遮断休暇（新型コロナウイルス）】

期間：学校等が新型コロナウイルス感染症対策のため臨時休業しており、
職員以外に世話を行う者がいない間

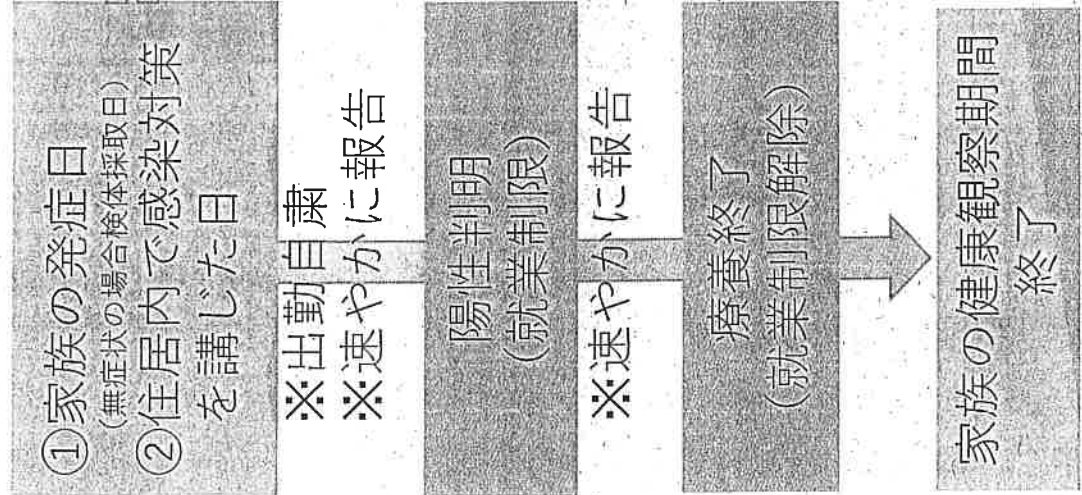
(注) ①職員が検疫法に基づく停留又は協力要請の対象となった場合及び海外から帰国した場合には、必ず管理職に報告をさせていただきます。
②出勤自粛の取扱い、管理職への報告については、会計年度任用職員等についても同様に取扱いさせていただきます。

職員が新型コロナウイルス陽性となった場合の取扱いについて



職員の家族が新型コロナウイルス陽性となった場合の取扱いについて

<家族の状況>



<職員の服務上の取扱い>

